

インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(1/3)

登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょうか？

✓ 例えば、次のような対応が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付**しなおす



番号を入れたインボイスは改めて交付します

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する



請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります

☞ 事後的な交付が困難な小売店等は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。まだ通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は「T1234…」となります。●月●日(登録通知日)までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷**する方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください



インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(2/3)

インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**(番号が有効かどうか)については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



最初の1回

【継続的取引先(大手)】



年1回

【継続的取引先(小規模)】



取引時に確認

【新規・単発の取引先】

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも課税期間(原則1年)単位**でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。**

T9876543210987



検索

登録番号
T9876543210987

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人」いた 13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称
国税商事株式会社

スーパー〇〇

不一致？



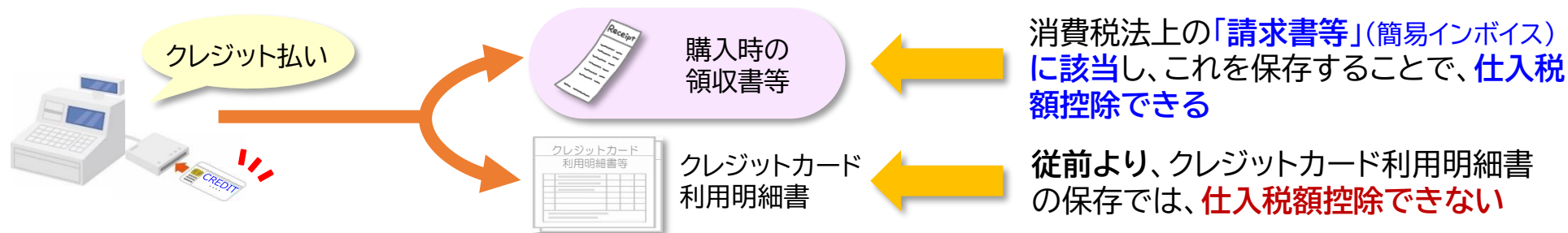
登録番号が有効であれば、正しいインボイスとして**仕入税額控除**できる

インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(3/3)

クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

- ✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません。**



- ✎ ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。**



- ✎ また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。

